

2-2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

B 群・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的へ

A 群・学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

〔1〕 本法科大学院の教育方針

本法科大学院は、上記の「理念」及び「養成する法曹像」をうけて、その教育方針をつぎのように掲げ、教員・院生・職員が三位一体となって、その内容と方法を深めることにする。

一般に要求されている「教育目的の基本」を、本法科大学院はつぎのように考え、具体化していく。

〔1〕-1「法曹に必要な専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養」

プロフェッションとしての法律職専門家は、下記の「専門的な法知識の確実な修得」がなければ、およそ存在しえない。しかし、法曹が尊敬され社会的に有意義な役割を果たすかは、確実な法知識を背景に、社会における法の現実と機能、そしてそれが生きている人間それぞれにどういう意味をもつのかを深く思い、そのことに自分がどう対処するのか、どういうバランス感覚を示すのかにかかっている。それは、当然に、下記〔1〕-5における「法曹としての倫理意識の涵養」の問題でもある。これをリーガルマインドと呼ぶことにする。各科目における豊富な事例研究の実践は、まさにリーガルマインドの涵養を目的としている。

〔1〕-2「専門的な法知識の確実な修得」

本法科大学院における「専門的な法知識の確実な修得」は、上記〔1〕-1を確かなものにする必須の前提である。「修得」の「確実」性は、正規授業における内容と方法の工夫（FD）とともに、正規授業外における教員と院生の活発な議論によって担保されることになる。

例えば、これまでに院生と教員との懇談会・意見交換会を6回実施している。

〔1〕-3「批判的・創造的な思考力と法的な分析・議論能力の養成」

これは、まさに法科大学院制度創設の趣旨の1つである。極めて至当である。各科目は基本的にはこの目的を実現することになる。それには、上記の「専門的な法知識の確実な修得」が前提となる。

〔1〕-4「先端的な法領域についての基本的な理解」

現代社会において法曹に要求される専門的な法知識は、ますます、広範囲で高度なものとなっている。法現象と法制度は複雑多様化している。法科大学院制度において設定されている「展開・先端科目群」の履修はその意味で重要である。院生は、必修科目及び選択必修科目を基礎に、将来の自己の法曹実務領域につながらせることを意識しながら、先端的法領域についての基本的理解につとめることになる。本法科大学院が、「理念」と「養成する法曹像」からしても、とくに重視しているのは、「展開・先端科目群・3群」（国際関連科目）である。カリキュラム編成及び人的配置においては、とりわけこの群に力を注いでいる。この群の4単位をとくに選択必修としたゆえんである。

〔1〕-5「法曹としての倫理意識の涵養」

プロフェッションとしての法曹もまた、高い職業倫理をもち実践してこそ、社会的な存在価値があり、一般市民の信頼を得るところである。そして、法曹倫理のありようについて社会的批判の目は決して小さくない。本法科大学院は、「法曹としての倫理意識の涵養」を教育方針の大きな柱にする。もちろん、「法律基本科目群・実務基礎」（必修科目）として「法曹倫理」（2単位）は用意されている。しかし、この課題は、その単位を取得すればそれでよいというものではない。法曹倫理の課題は、法曹のそれぞれが当然に日々の実際の法曹実務経験の中で修練していくものではあるが、本法科大学院は、そのよりどころなる理論と実際を意欲的に提供することとする。本法科大学院は、法曹倫理の課題に現に取り組んでいる、または取り組んできた者を意識的に相当数採用している。この課題の重要性を認識しているからである。「法曹倫理」科目担当者らを中心とするこれらの教員は、ネットワークを組み、「法曹倫理」科目をはじめあらゆる機会をとらえて、問題提起をすることとなるだろう。

〔1〕-6 将来の進路の方向づけ

本法科大学院をへてそれぞれがどういう進路をとるかは、各自の問題ではある。そうではあるが、

教育機関、しかも法曹養成にかかわる専門職大学院である以上、より具体的な進路指導が必要であろう。裁判官・検察官・弁護士、行政担当者、企業法務担当者など、その進路は多様でありうる。あるいは、法曹資格獲得を意識した外国のロースクール等への進学を考える者、法学研究者を志したい者もいるだろう。さらに、どのような法領域を専門とする法曹の道を選ぶのかもまた、重要なことである。本法科大学院は、このような院生個人々の将来の方向づけについての指導等を大切な教育方針としており、そのためのガイダンスを積極的に展開することにする。

その試みとして、年度末において期末試験成績をおもな材料とする院生の個別面談を主任ら（4名）が実施している。また、青山法曹会所属若手弁護士（7名）による定期的（週1回）相談会を軌道に乗せている。

[1]-7 少人数教育

本法科大学院は、標準3年制コース及び短縮2年制コース（法学既修者）の別があるが、入学定員は60名である。基本は、**少人数編成クラスに基づく教育**である。法律基本科目群の授業においては50名以内の規模を予定している。とくに、民事法の「財産法(1)」及び「財産法(2)」については、法律学習の第一段階の要であることから、標準3年制コース40名を各20名程度のクラスに分けることにしている。演習もすべて20人規模で展開している。

しかし、少人数教育がすべての場合に善とは必ずしもいえない。授業方法の吟味なしに、大人数か少人数かを議論するのは有意義ではないし、大人数のクラス編成や大人数が在籍することから生まれる特有の刺激もある。ただ、これまでに記してきた上記の教育方針は、いわゆる少人数教育を標榜し実践する場においてこそ、よく実現するものであると考えている。少人数教育とは、クラスのサイズが小さいことそのものにすべての意味があるのではない。本法科大学院を人的に構成する教員、院生、職員が互いの顔を知り、とくに教員と職員が院生それぞれの現在と将来を過不足なく気にかける、そういう相互作用的な人間的営みが可能になるところに意味がある。そして、そのことを前提にして初めて、上記の教育方針のそれぞれもまたよく実現されるであろう。少人数教育とは、べつにほのぼのとしたものではない。ときには、苛烈でもある。これらのことは、本法科大学院院生にとって、在学中そして修了後も、なにものにも代え難い財産となる。本法科大学院は、ただ法曹を送り出すだけではない。彼らが、法曹として悩むとき、その問題をたずさえて修了後も本法科大学院を訪れ、教員、院生らと一緒に問題を語り合う、そして活力を得る、教員・院生らもまた彼らに教えられる、そういう場である。本学法科大学院は、以上の意味で、少人数教育を教育方針の大事な軸とする。

[2] 本法科大学院におけるカリキュラムの特色

カリキュラムの全体的編成は別に示しているところであるが、理論と実務の体系的融合化については、各科目の内容、相互関連、担当者においてとくに努力したところである。その特色については、例えば、以下をあげることにする。とりわけ、本法科大学院として「展開・先端科目群」をどう特色づけるかが課題である。

[2]-1 国際色（「展開・先端科目群・3群」）

本法科大学院は、「**国際的な法要素に重きをおく法教育**」にカリキュラム編成上の特色をもつ。これは、とくに上記の「教育方針」を具体化するものである。この特色は、本学のこれまでの歴史的沿革からくるものである。また、社会が本法科大学院に期待するところでもある。そして、時代が要請するものでもある。本法科大学院は、カリキュラム編成において、これらに答えることにする。その実現方策として、以下のことをあげる。これら科目の開講により、異文化の存在とその法的表現の異相にふれ、その個別性と普遍性を理論的及び実務的に考察していくことの重要性と必要性を学ぶ機会を

提供することになる。これらは「展開・先端科目」として配置されているが、本法科大学院は、意識的に、以下の諸科目のうち4単位を選択必修としている。なお、以下の諸科目は、本法科大学院の社会的開放性の施策に基づき、広く一般に開放することとし、科目等履修制度の対象となる。現在の科目展開は、いわば第一段階であり、将来的には、アジア法、オセアニア法、ラテン・アメリカ法等へさらに視野を広げていくことも構想している。

- ① 国際社会におけるアメリカ法の重要性を意識した組織的なカリキュラム編成。
 - (i) 「アメリカ法(1)」をアメリカ法曹資格をもつアメリカ人教員が担当。講義はおもに英語による。
 - (ii) 「アメリカ法(2)」をアメリカ法曹資格をもつアメリカ人教員が担当。講義は英語及び日本語による。
 - (iii) ワシントン大学（セントルイス）ロースクールとの「ロースクール間協定」に基づき毎年派遣されてくる客員教授2名による連続講義を実施している。内容的には、2004年度は「最新アメリカ法事情」及び「アメリカ法特講」（知的財産法）、2005年度は「アメリカ憲法」及び「アメリカ不動産取引法」、2006年度は「アメリカ公法」及び「アメリカ私法」であった。
- ② 国際社会におけるEU法の重要性を意識して、「EU法(1)(2)」をドイツ人専任教員が担当。「EU法(2)」では知的財産法もあつかう。講義は日本語による。
- ③ ヨーロッパ関係法におけるドイツ法の特色に着目して「ドイツ法」をドイツ人専任教員が担当。講義は日本語による。
- ④ オーストラリア国立大学との協定に基づき、テレビ会議システムを利用したリアルタイムの「国際契約交渉」の授業を、この3年間継続的に実施している。対応施設は学内に存在する。
- ⑤ WTO研究のメッカとしての存在を期待されている本学WTO研究センター（2003年4月設置）からの教員派遣による「WTOとビジネス」をこの3年間継続的に実施している。
- ⑥ すでに発足の本学大学院国際マネジメント研究科（専門職大学院）の7科目内4単位にわたる単位認定制度。これは、法曹志望者に他の領域へ積極的なまなざしを向けてほしいからである。
- ⑦ グローバルな企業活動の展開にあわせ、「国際税法」、「国際法務入門」、「国際取引法」などを開設。この内、例えば「国際税法」は企業活動が直面する最大の問題の1つが各国税法の抵触の問題であることに着目して開講。この分野の担当者は、意識的にほとんど実務家（弁護士）を採用し、あるいは「国際取引法」という新分野開拓科目は研究者・実務家の共同担当としている。ちなみに、実務家の意識的採用という点では「民事法特講A（保全執行）」、「消費者法」も同様である。
- ⑧ 国際社会における人権問題の重要性を意識して、「国際人権法」、「国際刑事法」を開設。国際的要素に着目した開講ではあるが、より基本的には本法科大学院の「理念」と「教育方針」に基づく開講である。
- ⑨ より一般的に、「国際法」及び「国際私法」を開設している。

[2]-2 法曹倫理

本法科大学院は、教育方針の1つとして、単なる「必修科目」の設置以上に法曹倫理教育の重視をあげるものである。「法曹倫理」（法律基本科目群・基礎実務）の担当者は、刑事裁判官経験者、民事裁判官経験者及び検察官経験者の3名であり、いずれも専任教員である。これらのうち2名は、日弁連懲戒委員会委員、所属弁護士会懲戒・綱紀委員会委員を経験している。

授業は、常時2～3名の担当教員が同時出席して進行させている。この人的配置は、本法科大学院が、これらの教員による密接な協議に基づいて、「法曹倫理」をはじめとするカリキュラムの運営等に

において法曹倫理の課題に組織的に取り組むという明確な意思表示である。専門知識を身につけたプロフェッションは、高い職業倫理によって支えられてこそ、初めてその存在意義を発揮できるからである。法曹倫理への取組は、本法科大学院における大きな地下水脈である。

[2]-3 いくつかの個別科目

ここでは、例えば、①「法社会学」及び「法哲学」②「立法学」③「知的財産法」④「現代法実務（交通）」、⑤「非営利組織法」⑥「消費者法」及び「環境法」をあげておく。

①「法社会学」及び「法哲学」（基礎法・隣接科目群）

法現象を相対化することによって「**法過程のリアリティ**」を考察してみる、**法現象を人間の営みとの関係でより根源的に考察**してみる。法科大学院のカリキュラムはこれらの基礎法学科目が用意されていてこそ、より充実したものになる。実定法解釈だけに終始する法曹の時代は終わっている。本法科大学院が基礎法である「法社会学」及び「法哲学」を重視するゆえんである。また、院生の強い要望もあり、「男女共同参画社会」実現にかかわる「ジェンダーと法」も2005年度より開設している。

②「立法学」（基礎法・隣接科目群）

法曹が法令解釈、判例解釈の力量をつけなければならないことは当然であり、本法科大学院のカリキュラムもそれらを中心に編成されている。ただ、他方で、ある具体的な政策を法的にどう表現するのか、そのための立法技術的約束事はどうなるのか、そもそも法律制定のメカニズムはどうなっているのかなど、これからの法曹は**立法学に関する知識とセンス**もまた特段に要求されるだろう。その意味で、「立法学」は、例えば自治体における政策法務担当者の道を志す院生等には必須の科目である。担当者相互の協議に基づき、「公法総合演習(2)」、「地方自治法」等との内容的結合を図っている。担当者は2004年度から参議院法制局長（現・前）である。

③「知的財産法(1)(2)」及び「IT企業法務」（展開・先端科目群・2群）

日本でも知的財産戦略本部が発足し、「知的財産推進計画」が策定された。その1つに、「人材育成」等がうたわれ、法科大学院における「**知的財産教育の推進**」がもりこまれることは必至である。本法科大学院は、このような動向も十分に意識して、重点科目として「知的財産法(1)(2)」を開講している。さらに、その延長線上に、「IT企業法務」を開講している。

さらに、「EU法」においても知的財産法を十分に意識した内容としている。また、専任実務家教員である弁護士が中心になっている「エンターテイメント・ローヤーズ・ネットワーク」（NPO）の拠点が学内にあり連携に努めている。

④「現代法実務（交通）」（展開・先端科目群・2群）

法は生きている。日本社会のさまざまな文化、価値、人的要素、公権力、業者利益等が交錯し凝縮する法の世界の1つが、自動車交通事故をめぐる法現象である。紛争の量も半端ではないし、その紛争内容もまた単純ではない。その解決も容易ではない。「現代法実務」は、**日本法の今日的状況を個別領域に即して、その紛争処理のありかた等を学び考える場として設置**された科目であり、ADR（司法解決に替わる紛争処理）の実際にも及ぶ。まさに応用編である。2004年度開講の「交通」に続き、2005・2006年度は「国選弁護士論」、「交通」と展開してきている。

今後も、「医療過誤」、「離婚」等と続く予定である。

⑤「非営利組織法」（展開・先端科目群・2群）

現代日本社会において、非営利組織の活動が相当程度の法的整備もあり活発になってきた。法曹の有力な活動領域であることを意識して開講。

⑥「消費者法」及び「環境法」（展開・先端科目群・2群）

「消費者法」は現代日本において国民がもっとも関心をいだいている先端的課題を考えるものである。「環境法」は、環境法研究者と環境問題解決の実践にたずさわる実務家（弁護士）2名による立体的・融合的チームワークによっていることが大きな特色である。グローバルな思考を出発点に、現代日本を中心とした環境問題をめぐる法の実相を学び考える。

[2]-4「**模擬裁判（民事・刑事）**」（実務系選択必修科目）

刑事裁判官経験専任教員及び民事裁判官経験専任教員をコーディネーターとして、本学法学部卒業生等で法曹実務にたずさわる人々の包括的グループである「青山学院法曹会」の全面的協力も得て順調に推移している。「行政事件」に特化した「模擬裁判」も今後の課題として計画中である。

[2]-5「**エクスターンシップ**」（実務系選択必修科目）

「エクスターンシップ」は、実務系選択必修科目として、3年次の院生を対象に実施することを考えている。

「エクスターンシップ」の具体的内容を考えるに当たっては、後の司法修習における実務修習との関係を念頭に置く必要がある。そういうことから、「エクスターンシップ」では、院生が、直接実務を身に付けるというよりは、理論の学習内容が実務でどのように実践されているかを検証し、これによって理論の学習内容の理解を深めるとともに、理論と実務との架橋を意識したものにすることを考えている。

具体的には、この科目を選択する院生を、夏期休業期間を中心に継続して2週間程度、**法律事務所**に派遣し、**指導担当弁護士から直接指導を受け**させる。その間には、依頼者等との面談・法律相談、各種会合・法廷等への出席等、指導担当弁護士が行う広く各方面にわたる活動に、可能な範囲で同席・同行する。また、簡単な各種法律文書の起案等を行う。終了後に院生による研修内容の発表と意見交換を行う。このような経験を通じて院生は、自らが学んできた法律知識が実務で実際にどのような形で使われるのかを学び、さらに自らが接する弁護士をはじめとする法律専門家が日常どのようなことを考え、行動するのかを体験し、さらにはまた、複雑な人間関係から生じた各種の紛争を解決するためには、事実を見る眼、事実の認定がいかほど大切であるか、また、難しいかを実感することになる。限られた期間内の、しかも限られた場面を通じてのものであるとしても、早い時期にこのような経験をすることは、自らの思索を深める上でも大きな効果が期待できるものと考えられる。そして、現に、エクスターンシップを経験した院生は一律に法曹志望のモチベーションを高めている。

「エクスターンシップ」の授業は、**模擬裁判と同様に青山学院卒業生で法曹実務に携わる人々のグループである「青山法曹会」の全面的協力を得て実施**している。このような体制は、本法科大学院が「建学の精神」を意識した法曹養成を志向することのあらわれである。

2006年度は、担当弁護士事務所数を増やすとともに、青山法曹会以外に拡大している。

指導は各指導担当弁護士の創意・工夫にまっところが大きいのが、指導担当弁護士間で大きな不均衡が生じることがないように、「青山法曹会」のメンバーでもある専任の民事実務家教員と指導担当弁護士の所属する協力事務所との間でエクスターンシップ連絡委員会を設置し、この委員会で「エクスターンシップ」実施上の留意点をまとめたマニュアルを作成し、これを指導担当弁護士及び参加する院生に配布するとともに実施前にマニュアルに基づきオリエンテーションを行っている。マニュアルには、「エクスターンシップ」の目的、内容、方法等に併せて、実施後の指導担当弁護士からの同委員会あての報告、参加した院生からの受講報告等についての具体的指針が盛り込まれている。

なお、院生の法令遵守及び守秘義務の点については、このマニュアルでも強調し、強く注意を促している。また、参加する院生から誓約書を徴することとする。万一誓約書に反するようなことがある場合には、学則に基づき教授会でしかるべき措置をとることはもちろんである。「エクスターンシップ」

授業の開始に先立ちオリエンテーションを実施し、この点についても十分説明しているところであり、各指導担当弁護士も指導に際しては院生にそれを確認させている。

なお、学内にエクスターンシップをも視野に入れた「リーガルクリニック」（教室内における授業だけでなく、臨床法律実務教育の場として、法律相談等を教員指導のもとに行うこと）を開設する予定で具体的検討に入っている。

〔3〕 その他

本法科大学院は、その特色を発揮するために数多くの科目を用意した。それらに溺れることなく、どう科目履修していくかは院生の問題ではあるが、同時に、教員による一定のガイダンスも必要になるだろう。

このガイダンスには履修科目の合理的・効率的選択を助けるという意味もあるが、法全体のなかで、あるいは社会全体のなかで、どのような科目にアンテナを向けるのかを助けるという意味もあるだろう。関連して、現在構想しているのは、制度的に履修対象として用意する科目とは別に、本法科大学院内に法務研究学会（仮称）の設置を予定している。同会主催による、外部ゲストをふくめた、各種・多様なミニ・フォーラム等を定期的または随時開催し、より全体的な法の見取り図または社会全体とのかかわりで法の位置づけをいささかなりとも考える機会を設定するためである。

しかし、この設置は諸般の事情により遅れているが、2008年度には発足する予定である。

このように、本法科大学院は、理論と実務の架橋に留意すると共に汎用的で基礎的な法的学識・能力の教育に配慮し、教育方針の独自性を発揮することとする。

C群・創造的な教育プロジェクトの推進状況

〔1〕 「法曹倫理」

プロフェッションとしての法曹もまた、高い職業倫理をもち実践してこそ、社会的な存在価値があり、一般市民の信頼を得るところである。そして、法曹倫理のありようについて社会的批判の目は決して小さくない。本法科大学院は、「**法曹としての倫理意識の涵養**」を教育方針の大きな柱にする。もちろん、「法律基本科目群・実務基礎」（必修科目）として「法曹倫理」（2単位）は用意されている。

なお、2004年度は1クラス（14名）に3名の教員が常時出席し指導したが、2005年度・2006年度はクラス数の増加（3クラス：1クラス20名前後を維持）に対処するため、**課程の3分の1について教員3名出席体制、残りの3分の2については2名体制をとっている**。「法曹倫理」に対する院生の評価は高い。

〔2〕 「立法学」

科目設置に積極的意義があるとともに、担当者に参議院法制局長（現・前）を配したのは他に例をみないところである。

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

本学内における専門職大学院である国際マネジメント研究科及び会計プロフェッション研究科との間で、展開・先端科目について4科目内4単位に限定した、一定の相互乗り入れを行っている。現状は、以下の通りである。

国際マネジメント研究科：

「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「コーポレート・ガバナンス」「コーポレート・ファイナンス」「企業合併・買収」「デリバティブ」「機関投資家と資産運用」

会計プロフェッション研究科：

「ディスクロージャー制度」「会計事例分析」「公管理会計」「公監査」

3つの専門職大学院は、科目内容において相互に関連しあうものが少なくないこと、学生が周辺領域も学修してこそ専門職養成機関の実をあげることができること等からして、上記科目については、相互乗り入れを行っているが、現在は法科大学院の基本科目についてはその対象とはしない。

また、本学におけるWTO研究センターとの関係では、展開・先端科目群に「WTOとビジネス」の科目を開設している。

本法科大学院のような比較的小規模な法科大学院はすべて自己完結的に科目を用意できないことからすると、他大学の法科大学院・その他の大学院との単位互換については、大きな検討課題である。すでに先行事例もあり、単位互換（連携）のネットワーク構築を検討中である。

国外関係では、提携ロースクールであるワシントン大学ロースクール（セントルイス）への留学制度（単位互換）を、学生の要望もあることから、鋭意検討中である。同校からは、派遣客員教授を招き、集中講義を行っている。

また、オーストラリア国立大学との間でグローバル・クラスルームを開設している。2004、2005、2006年度において「国際契約交渉」科目を連続して開講しており、2007年度以降も引き続き継続の予定である。

A群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

〔1〕社会人

入試において社会人枠（約12名）を当初より設定している。本法科大学院は「社会人に開かれている」との世評を獲得している。

入学実績は以下の通りである。

2004年度 26名 2005年度 21名 2006年度 8名

当初より社会人受け入れの一環として科目等履修生制度（対象科目は展開・先端科目）を積極的に展開しており、これまでに11名の受け入れ実績がある。

ちなみに、現行の枠内で積極的に社会人を受け入れるが、社会人枠そのものを拡大する構想はない。新司法試験における合格者枠政策が定かでなく、社会人からの法科大学院志望者が減少傾向にあると

の指摘があるように、先行き不透明感があるからである。

〔2〕外国人留学生

ワシントン大学ロースクール（セントルイス）よりの外国人留学生を毎年1名受け入れている。受け入れの可否、科目の履修及び単位認定（4単位内）は本法科大学院教授会の審議事項である。外国人留学生の存在は学生に大きな刺激を与えている。

C群・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

社会人向け科目等履修生制度を実施しており、上記のごとくすでに11名の受け入れ実績がある。ただし、その対象科目は展開・先端科目に限定している。

A群・カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合

A群・高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

A群・高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性

A群・高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

カリキュラム全体におけるケース・スタディ等は、次のとおりである。

① ケース・スタディ

基本科目群、実務基礎科目群、実務系科目群は当然のようにケース・スタディ中心である。これはロースクールにおけるカリキュラムの必然である。ロースクールは従来の法学部における講義一辺倒型は排除されている。

② ディベート

例えば、「公法総合演習(2)」は意識的にすべて準ディベート方式である。

③ フィールドワーク

「エクスターンシップ」がこれである。2008年度以降における「リーガルクリニック」の開設準備に着手している。

また、「法曹倫理」を必修科目として設置している。「現代法実務（国選弁護）」は法曹倫理をとくに重視した内容の科目である。

修了認定判定基準だが、標準3年制コース94単位、短縮2年制コース（法学既修者）64単位の修了要件単位を満たしている場合にあっても、厳格な判断を行うために具体的な判定基準について現在検討中である。

1期生・既修者コース（14名）は全員が修了認定されたが、成績にとくに問題はなかった。ただし、1期生未修者コース等の成績実績がまだ十分に蓄積されていない。改善策として、「成績ガイドライン

修正版」を2年間の教育実績に鑑み2006年度から適用。

A群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A群・学生に対する履修指導の適切性

B群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

法科大学院の基本思想は新しい法曹養成機関の設置運営である。一方で、その基本思想を具体化する法制度（設置基準をふくむ）は相当程度に一律的であり理念的であるという軸があり、他方には新司法試験制度という大きな軸がある。この両者のはざままで各法科大学院の研究教育が揺れ動いており、本法科大学院も例外ではない。

学生の側からは新司法試験を強く意識した指導を要望する声は極めて強いが、教員の側は多くの制約から逃れることができないのが現状である。例えば双方向授業を模索する以前に「とにかく網羅的に教えてほしい」とする声は強い。

法科大学院における学生指導は当分の間流動的ではあるが、定型的に以下のことは実施している。

- ① オフィスアワー制度に基づく個別指導
- ② 教員によっては拡大的な質問時間帯設定に基づく個別指導
- ③ 期末試験講評制度に基づく答案添削を含む個別指導
- ④ 学年末における学業成績結果に基づく教務主任による個別指導

これらの適切性及び充実度については今後とも院生の意見を聞き、改善に努めることにする。

C群・複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

「総合・融合演習」、「法曹倫理」、「模擬裁判」等の複数指導制クラスは、シラバス作成、授業実施から成績評価に至るまですべて合議し、その上で行われている。

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

第1回新司法試験合格者の発表が2006年9月にあったが、その総括的検証作業は材料不足もあり今後の課題であるし、法曹となったのちの教育効果についても、いまだ検証できない。発足まもない法科大学院については、教育効果を論じるにはあまりにも材料不足である。

法科大学院の理念と現実の新司法試験合格者の問題が絶えず重くのしかかっており、「改善策」の方向は定かではない。

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[1] 成績評価基準ならびに進級及び修了判定の基準の設定と方法

各科目の成績評価、学年進級判定及び修了判定についての基本的指針は次のようにしているが、実態に基づき修正していく方針である。

なお、成績低迷者（約2割弱）については年度末に教務主任らで面接し、勉学方法等を指導している。

各科目の成績評価の基準及び方法

<第1期（2004年度、2005年度）>

① 成績評価基準

(i) 必修科目（選択必修を含む）については、AA（=100～90点）及びA（=89～80点）を全受講者の30%、B（=79～70点）を40%とし一般的基準とする。C（=69～60点）は残りの%とする。ただし、D（不合格=60点未満）については、当然にありうるものの、とくに%を設定しない。

(ii) 選択科目については、上記(i)を基準とするものの、受講者数による変動がありうる。

(iii) 出欠の程度及び受講中の授業への関与度を成績評価の基準とするかについては担当者の裁量による。

② 成績評価方法等

成績評価の方法は、各科目担当者の裁量による。ただし、各科目とも原則としてペーパーテストまたは口述試験を行うものとする。その場合、とくに必修科目については、受講者の基礎知識修得の有無及び程度に関する試験内容を重視するものとする。

<第2期（2006年度より）>

① 成績評価と出席状況との関連については、一定の出席条件を満たさなければ学期試験の受験資格を認めない場合がありうる（例えば、正当な事由に欠ける欠席が15回中3回を超える者には受験資格を認めないなど）ことを含めて、個々の担当教員により、シラバスにおいてや授業開講時に明確に知らされるはずである。

② 成績は、学期末試験その他担当教員の定める要素（小論文、レポート、口述試問、授業時間中のやりとり、その他）により総合的に評価される。

(i) この場合、60点以上を合格点とし、所定の単位が与えられる。60点未満は不合格となり、再履修が必要となる。

(ii) 合格点に達したものは、AA（=100～90点）、A（=89～80点）、B（=79～70点）、C（=69～60点）の段階評価により、その内訳は以下のガイドラインによる。合格点に達しないものは、XX（=60点未満）評価。

(iii) 段階評価のガイドライン

イ. A以上（AA、A）については、上限を30%とする（あくまでも上限であって、極端な場合にはA以上の評価に達するものがないということもありうる）。このうち、AAは5%以内とし（もちろん、これも上限を意味するから0%ということもありうる）、Aは<30%-AAの%>となる。

ロ. B、Cについてはとくに比率を定めることをしない。

ハ. XXの評価は、ある学期の試験問題において成績が芳しからぬばかりでなく、仮に他の問題が出されたとしても「成績不良」の判定を受けそうな程に該当科目の学力が不足していて、該当科目に関連する次のステップに位置づけられる科目の履修に支障が生ずることが予想される者に対してなされるものとする。このように考え、上限は10%とする。

(iv) 段階評価と新司法試験との関連

イ. AA評価には、「現状でも新司法試験の合格ラインに達している」、もしくは「今後の伸びを計算に入れたとき、達するであろう」という評価者によるメッセージが込められている。

ロ. Aは、そこまで達してはいないものの、それに次ぐ優良さを示し、以下、B、Cの順に合格ラインからは遠のくこととなる。

ハ. 以上の評価を、標準3年制コースの1年生、とくに未修者については、短期間であれ、その間における知識吸収力を算定したり、潜在能力等を予測することは、排除されない。つまり、その学力向上の将来的可能性を斟酌することも許されるのである。

判定会議

教授会のもとに教務委員会を設置する。教務委員会の構成員は専任教員及びみなし専任教員とする。

教務委員会は、進級及び修了の判定を行う。教授会はその判定に基づき議決するものとする。教務委員会は、必要と認めるときは、科目担当者に対して、成績評価についての詳しい資料の提出を求めることができるとともに、なんらかの是正措置を講じるよう要求することができる。

進級の判定基準

まず、標準3年制コースについては、修了に必要な単位数を94単位とし、年間の履修可能単位数（上限単位数）を36単位としている。その関係で、2年次修了の時点で取得した単位数が58単位を下回るときは、3年次への進級は不可となる。同様に、短縮2年制コースについては、修了に必要な単位数は64単位とし、年間の履修可能単位数を36単位としているので、1年次修了の時点で取得した単位数が28単位を下回るときは、2年次への進級は不可となる。

ついで、1年次の履修単位数が年間の履修可能単位数の半数に満たない場合、すなわち1年次の履修単位数が18単位を下回るときは、2年次への進級を不可とする。これは、法科大学院における**授業科目の編成はカリキュラムの積み上げ方式によるべきである**とする考えによるものであり、2年次に予定されている多くの演習科目が1年次での法律基本科目の履修を前提として構成されているのはその表れである。

修了の判定基準

標準3年制コース94単位、短縮2年制コース（法学既修者）64単位の修了要件単位を満たしている者。初年度は2年コース14名全員が修了となったが、この判定基準の具体的運用は今後の重要検討課題となっている。

〔2〕再履修及びその成績結果の表記

ここでいう再履修は、既に合格の成績評価を得ている科目についても、さらによい成績をめざす者について、その道を開いておく制度である。AA評価科目を除き、すべての科目について1回だけ認める。そして、この場合の成績記録は、いずれかよい方とする（不合格の科目について、再履修の回数を1回に制限するものではない）。

A群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A群・シラバスの適切性

B群・学生による授業評価の導入状況

法曹養成教育にふさわしい方法をとるものとし、カリキュラムについて教員間で十分な話し合い、個々の科目にふさわしい教育方法が採られなければならないことは言うまでもないが、次の点に留意している。

① 教育方法の工夫

教育方法としては、ソクラテック・メソッド、プロブレム・メソッド、ロールプレイなどを併用する。

② 授業を行う学生数

入学定員60名の内、標準3年制コースが40名であることから明らかなように、少人数授業を実施する。なお、法律基本科目の授業は50名以内とし、演習は20人規模である。例えば、標準3年制コースについては20人規模の法律基本科目（「財産法(1)(2)」）の授業を実施している。

③ シラバス

各科目のシラバスは年度当初に冊子にまとめて学生に配布しているが、年度ごとに内容を改定している。2006年度のシラバスは添付資料の通りである。各科目の内容密度及び表現方法にばらつきがあるが、一定の一律性は順次実現すると思われる。

④ 授業評価

授業評価は初年度より導入している。ただし、評価事項の改善及びデータ集積に基づく教学政策展開についての検討を、2006年度中に開始することになっている。なお、2006年度の評価表は以下の通りである。

実際の運用では混乱もある。評価項目等の設定、評価結果の処理方法等で試行錯誤が続いている。法科大学院制度の制度的制約が学生には浸透していないきらいもある。

授業評価アンケート

科目名		曜日		担当者		時限	
-----	--	----	--	-----	--	----	--

授業アンケートは、教員がよりよい授業を行うことができるように、改善点を明らかにすることを目的としています。

院生の皆さんは、この趣旨をご理解の上、積極的かつ真摯にご協力いただきたいと思います。

集計したアンケート結果については、本法科大学院における各項目の平均的な数値との比較で各教員がどのレベルにあるかを客観的に表示し、すぐれた点と改善すべき点を教員が把握できるように集計結果を配布しています。個々の教員がアンケート結果を踏まえ、改善を図るべく努力を行うことは教授会で確認しております。院生の皆さんのご協力をお願いいたします。

* 質問1-9については、次の5段階で評価してください。

a) 強く思う b) そう思う c) どちらともいえない d) そう思わない e) 全くそう思わない

質問10については、aを最も高い評価、eを最も低い評価として記入してください。質問11には名前で答えてください。

教員の授業内容・教授方法に関する質問							
1	教員の授業とシラバスは整合していた。		a	b	c	d	e
2	教員の授業方法(白板の使い方、板書の文字、説明方法等)は適切であった。		a	b	c	d	e
3	教員の引用する判例・学説は適切であった。		a	b	c	d	e
4	教員は院生からの質問に十分に対応していた。		a	b	c	d	e
5	授業から当該科目について十分な知識を取得した。		a	b	c	d	e
6	授業を通じて法的思考力を身につけさせるような内容であった。		a	b	c	d	e
7	授業や受講生に対する教員の熱意が感じられる。		a	b	c	d	e
8	前回の授業中間評価がその後の授業に反映された。		a	b	c	d	e
9	授業内容が反映された試験であった。		a	b	c	d	e
10	この授業の総合評価を5段階で行ってください。		a	b	c	d	e
11	複数の教員による授業の場合、誰に対する評価であるかを示してください。						

上記の質問項目についてとくに記述すべきことがある場合には、裏面を使ってください。

法務研究科

B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

国際化の基本方針については、本項目(2-2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等)の冒頭の点検・評価項目の記述における〔2〕-1 国際色の項目を参照。

国際レベルでの教育研究交流の緊密化については、次の点があげられる。

- ① ワシントン大学ロースクール(セントルイス)からの教員派遣受入れによる授業を実施している。
- ② オーストラリア国立大学との合同授業を実施している。
- ③ ワシントン大学ロースクールへの留学制度を重要課題として検討中である。

A群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

B群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1期生である2005年度修了生(法務博士)は14名であり、留年者はゼロであった。成績には濃淡があったが、教授会は全員が法務博士の称号を授与するにふさわしいと判断した。

法科大学院は新規の特別制度であるが、学位審査については、学位授与の法的基準の整備がより図られる必要があると思われる。

これからは修了認定にいたらない学生の出現または増加が予想され、また、その対策が急務となっている。

課程修了の認定については、本法科大学院においては該当する事項がない。